

第 3 7 回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）【午前 1 0 時 0 0 分開会】

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 1 7 日（金）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所 壬生町役場 1 0 1 会議室

3. 出席委員 1 0 人

会長 1 0 番 大橋 好一

会長職務代理者 8 番 琴寄 成人

委員 1 番 早乙女春香 2 番 安納 一雄 3 番 高橋 宏治 4 番 刀川 正己
5 番 鯉沼 玲子 6 番 大関 孝男 7 番 葭葉 孝男
9 番 木野内 佳代子

4. 参集推進委員

なし

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の件について

報告第 1 号 非農地証明願の件について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の件について

報告第 4 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出受理処分の取消願の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 主幹兼農地調整係長 今野 大地

主査 田口 梨沙 主査 山川 慶一

7. 会議の概要

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）【午前 1 0 時 0 0 分開会】

●局長 定刻になりましたので、第37回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名です。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 改めまして皆さんおはようございます。本日は第37回総会ということで、今まで第25期農業委員会として皆様と共に過ごしてまいりましたが、本日で最後の総会となりました。学校では今日が終業式ということで、明日から夏休みとなるようです。また天気予報では今日は雨が降る予想になっておりますが、昔から雷が鳴れば梅雨が明けると言われており、恐らく20日頃に梅雨が明けるのではないかとという予報もあります。

この3年間は、皆さんと共に無事に農業委員会活動を全う出来たかと思っております。本日の最後の総会も、しっかりと審議し、責任を果たしてまいりたいと思います。総会の最後に、皆様から3年間のそれぞれの思いを語っていただく時間もあるかと思っておりますので、その際に改めてお話をさせていただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、3番 高橋宏治委員、9番 木野内佳代子委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野主幹を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (下町) 自作地 139畝 貸付地 50畝

譲受人 _____ (下町) 自作地 525畝 借入地 31畝
貸付地 81畝

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉 _____ 田 502㎡

贈与による所有権移転 稼働15人

第2項

譲渡人 _____ (埼玉県) 自作地 150畝

譲受人 _____ (下坪) 自作地 353畝

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 田 1868㎡

贈与による所有権移転 稼働6人

なお、第1項案件、第2項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

なお、本案件は _____ 委員の親族が譲受人となる事案です。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されます。

_____ 委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

○議長 それでは、 _____ 委員は退席をお願いいたします。

(_____ 委員 退席)

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

5 番 鯉沼 玲子 委員（1 項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 1 項について説明いたします。

去る 7 月 10 日に私と早乙女春香農業委員、鯉沼正男推進委員長と譲渡人の _____ 氏の立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い 1 番から 7 番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第 1 項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 1 号第 1 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 1 項は、原案のとおり決定いたしました。ここで、_____ 委員は席にお戻りください。

（_____ 委員 着席）

○議長 続いて、第 2 項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9 番 木野内 佳代子 委員

● 9 番 木野内 佳代子 委員（2 項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 2 項について説明いたします。

去る 7 月 12 日に私と高橋宏治農業委員、高山ゆき子推進委員と譲受人の _____ 氏の立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い 1 番から 7 番の項

目について確認をいたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔今野農地調整係長〕

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (下野市)
 _____ (下野市)
 _____ (小山市)
 _____ (埼玉県)
 _____ (神奈川県)

賃借人 株式会社_____

 代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字藤井_____	畑	1 8 5 4 m ²
壬生町大字藤井_____	畑	9 7 6 m ²
	合計	2 8 3 0 m ²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第2項

賃貸人 _____ (車塚)

賃借人 有限会社 _____

代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____	畑	9 7 7 m ²
壬生町大字壬生甲 _____	畑	1 6 1 m ²
	合計	1 1 3 8 m ²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る7月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の7番 葭葉 孝男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 7番 葭葉 孝男 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、7月14日火曜日に私と琴寄成人職務代理、大橋好一会長、廣澤 薫推進委員、岡 洋子局長、今野大地主幹、山川慶一主査の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東へ約810mに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側、南側は3m、北側は2m、西側は1mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは3.5mを予定しております。埋戻用土は_____市の株式会社_____から建設残土を予定しており、採取した園芸用土は_____市の有限会社_____で販売予定です。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、

調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。
第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告いたします。

申請地は_____から西へ約480mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は建設業を主な生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側、南側は1m、北側、西側は2mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは4mを予定しております。埋戻用土は_____市の有限会社_____で土砂（3種）を予定しており、採取した園芸用土も_____市の有限会社_____で販売予定です。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われる、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔今野農地調整係長〕

それでは議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書5ページ、6ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が8件、面積合計が25,061㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」のうち、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

-
- 議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の7ページのとおり3件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 木野内 佳代子 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。6月11日に、私と高山ゆき子推進委員、代理人の_____とともに現地を確認してまいりました。何十年も耕作しておらず雑種地の状態となり、農地復元をするのは困難であることを確認してまいりましたので、審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

- 議長 ありがとうございました。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員 (2項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第2項の件についてご報告いたします。6月17日に、私と糸川洋一推進委員、代理人の___さん、願出人_____さんの親戚の方とともに現地を確認してまいりました。昭和10年に農家住宅を新築し、住宅敷地として利用していることを確認してまいりました。以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に第3項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員 (3項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第3項の件についてご報告いたします。6月25日に、私と荒川広文推進委員、行政書士事務所の方とともに現地を確認してまいりました。_____のすぐ横の駐車場兼進入路として砂利が敷いてあり、ずっとそのように利用されていることを確認してまいりました。審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局
長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書
の8ページから11ページのとおりの11件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴
う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決
により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長よ
り報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の12
ページのとおりの5件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容
については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたの
で、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次に、報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり説明

報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」は、議案書の14ページのとおり1件がございました。

農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進法（地域計画）』を変更することについて、同法同条第6号の規定に基づき農業委員会に意見聴取ということで事前調整を求められたものです。

転用目的は、太陽光発電設備のための除外となっており、15ページに該当農地を示す目標地図が添付されております。

今回の地域計画から除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられることから、事務局長専決で、原案のとおり「意見なし」とし、町に意見を送付しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、報告第5号「農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の説明をお願いします。

●局長 記載のとおり説明

報告第5号「農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について」は、議案書の17ページのとおり1件の申請がございました。

内容について、令和8年2月27日付壬農委第120号にて共同住宅敷地のための売買による所有権移転として農地転用届出受理書を交付した案件です。

取消理由に記載のある通り、売買契約の解除により、令和8年6月22日付で、株式会社 代表取締役 氏、氏より、農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願が提出され、令和8年6月26日付で書類を受理いたしました。

なお、議案書の12ページ、報告第3号 農地法第5条の規定による届出の案

件の第4項案件にて、本案件の願出人が譲渡人として、_____氏が新たな譲受人として、改めて、農地法第5条の規定による農地転用届出書が提出されております。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号は終わります。

○議長 その他に何かございますか。

(意見なし)

○議長 よろしいですか。それでは、本総会が第25期農業委員会の最後の総会となりますので、ここで、出席いただいた農業委員の皆様から一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。1番 早乙女春香委員から順番にお願いいたします。

(早乙女春香委員から順番に会長まで挨拶)

○議長 どうもありがとうございました。
ここで、産業生活部長、農政課長から一言挨拶をいただきたいと思います。

(佐々木正裕産業生活部長、葭葉丈清農政課長 入室)

(佐々木正裕産業部長、葭葉丈清農政課長 挨拶)

○議長 どうもありがとうございました。

(佐々木産業生活部長、葭葉丈清農政課長 退室)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第37回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。皆様どうもお疲れさまでした。

【午前11時00分閉会】

会 長 大 橋 好 一

3 番 高 橋 宏 治

9 番 木 野 内 佳 代 子